

第130号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第29条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

第29条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。